

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	短期譲渡所得の課税標準の特例措置			
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法 3 2 Ⅲ）			
見 直 し の 内 容	<p>租税特別措置法施行令第 19 条第 9 項第 1 号に規定する政令において、 「個人が有する短期所有の土地を、騒音斉合施設の整備等の用に供するために、政令で定める法人（独立行政法人空港周辺整備機構他）に譲渡した場合、短期譲渡所得の課税における特例措置（15%の軽減税率の適用）を認める。」</p> <p>と定められているが、この政令で定める法人から独立行政法人空港周辺整備機構を削除する。</p> <table border="1" data-bbox="1013 1122 1489 1216"> <tr> <td data-bbox="1013 1122 1220 1216">増収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1224 1122 1489 1216">0 百万円</td> </tr> </table>		増収見込額 （平年度）	0 百万円
増収見込額 （平年度）	0 百万円			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>今後、騒音斉合施設の整備等の用に供するため、空港周辺整備機構が個人から土地等を取得することは予定されておらず、廃止しても問題はない。</p> <p>直近 3 年間の実績 0 件（今後も予定なし）</p>			